

月刊 登記情報

617

2013年4月号
53巻/4号

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓一言 民法(債権関係)改正の中間試案
内田 貴

筆界特定制度の現状と課題について 岡本典子

新しいタイプの証明書をめぐる法的諸問題
～いわゆる「コンビニ証明書」と外国人登録原票の開示請求について～ 鈴木一也

地図作成総括責任者養成講座について 織田敏秀/長谷川正美

■BOOK REVIEW 『商業・法人登記インデックス』(鈴木龍介編著) [評者] 筧 康生

(ダイジェスト版)商業登記法コメンタール(4) 喜屋武 力

司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～
第4回 株式会社の役員変更(2) 初瀬智彦/小口文隆/浦田 融

誌上講義 渉外協会による渉外登記実務入門講座
〔第6回〕渉外不動産登記の実務 吉田 聡
相続税法と国際税務トピックス 清水和友

〈第8回〉実践コンプライアンス入門講座
閉鎖会社における株主総会～招集手続について 小林隆彦

登記実務からの考察

〔権利登記〕改正入国管理法が不動産登記手続に与える影響 稲垣裕行

坂道をゆく〔第4回〕高力坂 小林昭彦

■話題 ウェブサイト『登記基準点等閲覧システム』の運用 島袋徹志

最近の土地境界確定判決を散策する(第18回) 山口智啓

供託ねっと～実務から学ぶ供託～(第30回)
商法第518条の規定に基づく約束手形の紛失に係る供託について 窪田浩尚

すぐに使える 債権回収業務基礎講座
〔第5回〕通常訴訟の利用 西岡祐輔

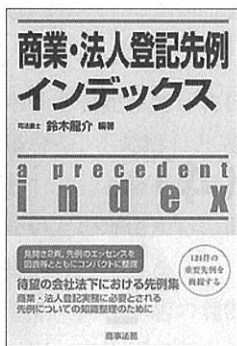
わたしの事務所紹介 選ばれるOnly 1の司法書士を目指して 伊藤昌子

■商業登記掲示板

■成年後見掲示板

裁判実務フォーラム

判決速報 ●債務者が消滅時効の完成後に債務の一部を弁済しても、債務者において時効を援用しないと債権者が信頼するに足る状況が生じたとはいえ、債務者の時効援用権は喪失しないとした事例(宇都宮簡判平24・10・15)



鈴木龍介 編著
『商業・法人登記インデックス』

実務家のための最適な先例ガイダンス

【評者】 筧 康生

商業・法人登記の申請は、本人申請による割合が高い。本人申請といっても、誤解をおそれずにいうと、仮装の本人申請であり、実際は、司法書士以外の者が申請書類を作成していることが多い。その原因の一つに、司法書士の中には商業・法人登記に習熟していない人がいるために、受任を嫌がることがあるといわれる。

本書は、商業・法人登記の先例中、会社法施行前のもも含めて130の先例について説明・解説したもので、重要先例が簡潔に紹介解説されている。本書は、編著者ほか、司法書士の諸氏が分担執筆し、司法書士の目線で書かれている。

本書は、先例を「登記手続総則総則」「株式会社」「その他の会社」「その他の法人等」に大分類し、先例の内容を「概要」とし、先例が出された「背景」「解説」が掲載され、「さらに理解を深める」の欄には、参考文献が掲げられている。先例に関する登記申請書、図表なども随所に掲載されている。

商業・法人登記の申請は、膨大な数に上り、これらは登記官の処分を求めるもので、その応答は、行政処分当たるが、登記官の処分についての不服の申立てがされることは少なく、訴訟に至ることはさらに少なく、判例、裁判例も少ない。

その理由は、登記実務については、先例が公表されている（非公開先例はほとんどない）ので、申請人が登記官の処分が予測可能であることが挙げられる。これによって、登記事務の統一をはかるとともに、広く国民に知らせることにより、申請人ら国民と登記官との間の無用な紛争を防ぐことができる。また、商法や会社法

は、行政法規ではないが、商業・法人登記事務は、商法や会社法の解釈適用に関する事項を含むので、登記先例は、これらの実体法について有権的な解釈を示すことにもなる。

登記先例には、通達といわれる上級行政庁（民事局長）から下級行政庁への命令と個別の照会への回答、さらには商事課長（第4課長）が民事局長の命を受けて出される依命通知などがある。もちろん、このような通達・先例は必ずしも裁判所のレビューを経ているわけではないので、登記先例に反した申請もできるが、不服申立てが認められる可能性はほとんどなく、訴訟に要する時間、費用を考えると、登記先例がある場合には、これに依拠して、行動するのが通常の行動パターンである。

先例は、法文の用字用語と同じように、簡明な用語で記載されているため、先例を見ただけでは、その意味内容、従来先例との位置付けなどが必ずしも明らかでないことが少なくない。本書は、この先例の紹介をするとともに、簡明に解説を付することにより、先例の位置付けをしている。

最近、法務省は、商業・法人登記事務を行う登記所の集約化を進めている。危惧されるのは、商業・法人登記に関与する司法書士が遍在化し、さらには司法書士のみでなく、法務局職員が商業・法人登記に精通する機会が少なくなり、人材の養成上問題があることである。本書が、司法書士のみでなく、法務局職員を含めた実務家に座右の書として広く読まれることを期待する。（商事法務、A5判249頁・定価3,200円（税込））
（評者は弁護士／元公証人連合会会長）